

政策提案に対する検討結果について

平成28年11月4日

1. 提案内容について

提案の名称	市施設の予約開始日を6か月前からに
受付日	平成28年6月20日
署名人数	10人
提案内容	生涯学習センターだけでなく、市の文化施設すべてを対象に市民活動よりも優先すべき事業の日程を確保したうえで、市民団体のみ6か月前の開放とし予約開始日を6か月前からにする。

2. 検討結果について

提案内容	市の文化施設の予約開始日を6か月前からにする。
検討結果	一部採択
検討結果の理由	<p>市の施設は、市民や活動団体の皆さんに公平・公正で快適に利用等していただけるよう運用管理に努めています。市の公共施設の予約開始日については、各当該施設に関する規則で定められており、施設により違いはあるものの概ね1か月から3か月前ですが、市長が特別な理由があると認めるときは例外的な取り扱いをしています。</p> <p>提案内容にある施設の中でも岩倉市生涯学習センターは、岩倉駅に近く便利な場所にあるため活発なイベントや定期的な活動が実施され利用を希望する市民等が多く予約が重なりやすい状態であることや、イベント開催のための調整や準備のためには3か月以上前からの会場確保が必要となる場合があることは認識しています。</p> <p>岩倉市民プラザの会議室及び多目的ホールの予約については、利用者の要望により平成28年4月1日より市民活動支援センター登録団体が特別な理由のあるときに6か月前から利用申請できるよう、岩倉市民プラザの利用予約に係る特別申請に関する要領を制定しました。</p> <p>その他の施設では、施設によりその規模や目的に合わせた利用をするため、利用方法に違いがありますが、提案内容のような要望はなく、効率的な利用と運用管理がされています。</p> <p>このような市の公共施設の特殊性や利用状況等を踏まえ、提案内容を総合的に検討した結果、岩倉市生涯学習センターの利用許可申請については、下欄「改善・見直し内容」のとおり改善等が必要であると考えます。</p> <p>なお、その他の施設については、現状において効率的な利用と運用管理が適切に行われていることから改善等の必要はないと考えます。</p>

## 改善・見直し内容

生涯学習センターの利用許可申請については、岩倉市生涯学習センターの管理及び運営に関する規則第4条第1項に基づき、利用しようとする日の属する月の3か月前の初日からとなっております。

生涯学習センターは、オープン当初より上記ルールのもと運営を行ってまいりましたが、市民団体等の利用形態の多様化に伴い利用許可申請について取り扱いを一部変更することとします。

### ◆取り扱いの変更点

岩倉市または岩倉市教育委員会の後援名義の使用許可を得た事業については、市、生涯学習講座及び生涯学習サークルの定例活動による利用を妨げない範囲で、以下のとおり利用許可の早期の申請ができることとします。

生涯学習講座は1年間を前期と後期の2回に分けて開講しており、開講月は前期講座が4月から8月、後期講座が9月から3月です。

講座による部屋利用は、前期講座が前年度2月末、後期講座が7月末に確定しますので、前・後期講座による部屋の利用が確定した後は、前期分として3月1日に8月利用分までを、後期分として8月1日に3月利用分までの利用許可の申請ができるようにします。

このことにより、従来は、通常の部屋利用において3か月前の初日からしか利用許可申請を行うことができませんでしたが、下記のとおり利用する月によっては最大で7か月前から利用許可を得ることができるようになります。

### ◆変更後の利用申請開始日

利用月	利用申請開始日
4月	1月4日(3か月前)
5月	2月1日(3か月前)
6月	3月1日(3か月前)
7月	<b>3月1日(4か月前)</b>
8月	<b>3月1日(5か月前)</b>
9月	6月1日(3か月前)
10月	7月1日(3か月前)
11月	8月1日(3か月前)
12月	<b>8月1日(4か月前)</b>
1月	<b>8月1日(5か月前)</b>
2月	<b>8月1日(6か月前)</b>
3月	<b>8月1日(7か月前)</b>